

事業主の皆様へ
(一括有期事業用)

令和2年度 労働保険 年度更新 申告書の書き方

提出は金融機関・郵便局又は管轄の都道府県労働局・労働基準監督署へ

申告・納付は6月1日(月)から8月31日(月)までに

※申告・納付期日最終日である8月31日(月)は、金融機関窓口・労働局・労働基準監督署において大変混雑することが予想されますので、お早めに申告・納付ください。

⚠ 5月中の受付はできません。

年度更新申告書の書き方等については、コールセンターへお問い合わせください。

☎0120-560-710 ※詳細は同封のリーフレットをご覧ください。

！このような場合でも、申告書の提出は必要です

- ・既に廃業しているため、保険関係を廃止する場合。
(P.25を参照ください。)
- ・令和元年度は元請工事を行わなかったが、今後、元請工事を行う見込みがある場合。
(P.24を参照ください。)

※期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金を課す場合がありますので、必ず申告してください。

<便利な申告・納付方法のご案内>

○口座振替による納付

納付窓口に行かなくても、納付が可能です。
(詳しくは、裏表紙を参照ください。)

○電子申請による申告・電子納付

24時間どこでも申告・納付が可能です。
(詳しくは、P.4を参照ください。)

申告書のご提出後、記載内容について、厚生労働省が委託した民間業者より照会させていただきます場合があります。

主な事項の目次

①	電子申請による申告書の提出、電子納付による保険料・一般拠出金の納付方法	P.4
②	申告書作成までの流れ	P.6
③	申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法	P.7
④	令和2年度に申告の対象となる事業	P.8
⑤	保険料の算定のしかた	P.9
⑥	一括有期事業報告書（建設の事業）の書き方	P.10
⑦	一括有期事業総括表の書き方・記入例	P.12
⑧	申告書の記入にあたって（建設の事業）	P.14
⑨	申告書の記入にあたって（林業）	P.16
⑩	申告書の書き方	P.18
	記入例 1 労働保険料のみ充当した場合の例	P.19
	記入例 2 一般拠出金のみ充当した場合の例	P.20
	記入例 3 労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例	P.21
	記入例 4 充当後還付額が出る場合	P.22
	記入例 5 確定保険料額が申告済概算保険料額を上回る場合（不足額が出る場合）	P.23
	記入例 6 令和元年度は元請工事を行わなかったが、概算保険料の次年度繰越しを希望する場合	P.24
	記入例 7 事業を廃止した場合の例	P.25
⑪	口座振替を利用している場合について	P.26
⑫	還付請求する場合について	P.27
⑬	平成27年3月31日以前に開始した工事の取扱い	P.30
⑭	事業の種類・労務費率・保険料率一覧表	P.30
⑮	労災保険率適用事業細目表	P.31
⑯	法人番号の記入について	P.33
⑰	一般拠出金の申告・納付について	P.34
⑱	その他の注意事項	P.35
⑲	労災保険のメリット制について	P.37
⑳	e-Govからの電子申請の方法	P.39
㉑	年度更新よくある質問	P.42
㉒	一括有期事業報告書・総括表及び申告書作成のチェックポイント	P.44

労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手続が必要です。これが「**年度更新**」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は**6月1日**から**8月31日**までの間に行ってください。

手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%）を課すことがあります。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「**保険年度**」といいます。）を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、**その事業の種類ごと**に定められた**保険料率**を乗じて算定します。

1 電子申請による申告書の提出、電子納付による保険料・一般拠出金の納付方法

電子申請と電子納付により、自宅やオフィスから、いつでも提出と納付が可能になります。

まずは、利用前の準備を行います。

- ① マイナンバーカード(取得は無料)とカードリーダーを入手します。
(または認証局から電子証明書を入手します。)
- ② e-Gov(電子政府)ホームページにアクセスし、パソコンが電子申請(e-Gov(電子政府)の電子申請システム)に対応できるか確認します。



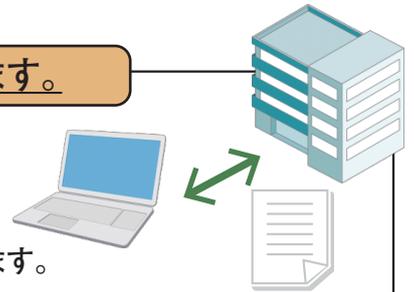
詳しくは、**労働保険関係手続の電子申請について**

検索

より、「事前準備ガイドBOOK」をご確認ください。

準備が完了したら、電子申請による申告書の提出を行います。

- ③ e-Gov(電子政府)ホームページで申請したい様式を検索し、画面上で申告書を作成します。
- ④ そのままe-Gov(電子政府)ホームページから電子申請します。
- ⑤ 事業主控についても、e-Gov(電子政府)ホームページから取得できます。



詳しくは、申告書の書き方の39ページに記載の、「労働保険料(年度更新申告)マニュアル」(3ページ～)をご確認ください。

電子申請が完了した後、引き続き、電子納付による保険料等の納付が行えます。

- ⑥ e-Gov(電子政府)ホームページから、電子納付に必要な情報(*)を確認します。
(*) 電子納付には、「納付番号」、「確認番号」、「収納機関番号」が必要になります。
- ⑦ e-Gov(電子政府)ホームページ上でご利用になる金融機関を検索し、移動した画面の金融機関のインターネットバンキングにおいて電子納付します。



詳しくは、申告書の書き方の39ページに記載の、「労働保険料(年度更新申告)マニュアル」(72ページ～)をご確認ください。

※ 電子申請した場合は、電子納付による納付だけでなく、申告書の領収済通知書(納付書)による納付も可能です。その場合は、日本銀行の歳入代理店へ領収済通知書(納付書)のみご持参ください。

※ 口座振替を利用されている場合は、電子納付及び領収済通知書(納付書)による納付を行わないでください。

● 労働保険料の納期(令和2年度)

納期	全期・第1期	第2期	第3期
電子納付の納期限	8月31日	11月2日	2月1日

★ 第1期については、電子申請した場合のみ電子納付ができます。

★ 第2期、第3期については、送付される納付書に記載の電子納付に必要な情報により電子納付ができます。

電子申請のための「アクセスコード」について

年度更新申告書に「アクセスコード」(年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字)が設定されており、電子申請による年度更新では、様式をダウンロードした日に労働保険番号と「アクセスコード」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目(労働保険番号、保険料率等)を電子申請様式に取り込むことができ、前年度の申告内容等を改めて入力する手間が省けます。

詳しくは「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(<https://www.e-gov.go.jp/> または右のQRコード)や、P.39～P.41に電子申請を行う場合の操作手順を記載していますので、ご覧ください。



なお、e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター」(電話番号050-3786-2225(050ビジネスダイヤル)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで))へお問い合わせください。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用
令和 2 年 月 日
あて先 〒XXXX-XXXX
〇〇市〇〇-〇-〇

〇〇労働局 uaj39uuy

労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

※各種区分
管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類
751 3501

① 労働保険番号 ② 増加年月日(元号:令和は9) ③ 事業廃止等年月日(元号:令和は9) ④ 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ⑥ 免除対象高年齢労働者数 ⑦ 確定区分 ⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨ 保険料一般拠出率 ⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)

① 都道府県 ② 所管 ③ 管轄 ④ 基幹番号 ⑤ 枝番号

⑦ 確定区分

算定期間 平成31年4月1日 から 令和2年3月31日 まで

(注2)(注1) 右欄に一般拠出金

なるべく折り返さないように

アクセスコード

【電子申請よくある質問】

- Q1. 電子申請で手続きをしましたが、入力誤り(入力もれ)がありました。どうしたらいいのですか。
A. 入力誤り等があった場合には、修正した内容での再度の手続きは不要ですので、まずは、管轄の労働局に連絡してください。(特に、年度更新申告書において、一般拠出金額欄の入力もれが多くみられますので、入力する際にはご注意ください。)
- Q2. 電子申請をした場合には、保険料の納付は、必ず電子納付で行う必要がありますか。
A. 電子申請の場合でも納付方法は任意ですので、保険料の納付は従来どおり、納付書で行うことができます。また、口座振替による納付(P.26及び裏表紙を参照)も可能です。
- Q3. e-Gov の一括申請により、電子申請を行いました。問題なく受付されたのでしょうか。
A. 申請先の労働局において、申告書の記載内容を確認し、申請内容に不備等がなければ、電子公文書(申請書控)を返信します。
なお、一括申請において、労働保険番号の記入誤り、概算保険料額、一般拠出金額の入力もれなどが多くみられますので、申請する際には、入力内容を確認の上、申請してください。

2 申告書作成までの流れ

○建設の事業の申告を行う場合

Step ①

一括有期事業報告書(建設の事業)の作成

(P.10~11参照)

令和元年度中に終了した一括有期事業対象工事を一工事ごとに、「事業の種類」と「事業開始時期」に分けて記載します。

Step ②

一括有期事業総括表の作成

(P.12~13参照)

一括有期事業報告書(建設の事業)から「事業の種類」と「事業開始時期」ごとに請負金額を転記し、労務費率を乗じて賃金総額を算出します。

賃金総額算出後、該当する労災保険率を乗じて業種ごとの保険料額を計算します。業種ごとの保険料額を算出したら、賃金総額と保険料額それぞれについて、全ての業種の合計及び一般拠出金額を算出してください。

Step ③

申告書の記入 (P.14~15参照)

一括有期事業総括表で計算した賃金総額合計、保険料額、一般拠出金対象賃金総額、一般拠出金額を転記し、確定保険料と一般拠出金を計算します。

概算保険料についても記載し、確定保険料額と申告済概算保険料額との過不足を計算して、申告書を完成させます。

○林業の申告を行う場合

Step ①

一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)の作成

(P.16参照)

令和元年度中に終了した立木の伐採の事業について、事業の名称、所在地、期間、素材の生産量、賃金総額等を記入してください。

Step ②

申告書の記入

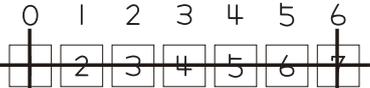
(P.16~17参照)

一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)から賃金総額を転記し、確定保険料額と一般拠出金額を計算してください。

概算保険料についても記載し、確定保険料額と申告済概算保険料額との過不足を計算して、申告書を完成させます。

◎申告書記入にあたっての注意事項◎

- (1) 枠内に記入する数字は、黒ボールペンを使って、申告書右上部の標準字体になって丁寧に記入してください。また、ボールペンのかすれや枠からはみ出しがないように注意してください。

<訂正方法>  **訂正印は不要です。**

なお、**領収済通知書(納付書)**に記入する内訳・納付額の金額の訂正はできません。書き損じたときは、同一都道府県の新しい領収済通知書を使用してください。(労働局・労働基準監督署に用意してあります。)

- (2) 申告書の数字を機械印字する場合も同様に標準字体に近似した字体を使用してください。なお、数字が小さいと誤読の原因になりますので注意してください。
- (3) 領収済通知書(納付書)の枠には金額の頭に「¥」記号を記入してください。
- (4) 申告書及び領収済通知書(納付書)にあらかじめ印字してある数字(保険料率等)、文字は一切訂正しないでください。

「一括有期事業報告書・総括表」は、今回お送りした封筒に同封しているほか、厚生労働省ホームページに掲載しています。(下記URLもしくは右のQRコード、または「労働保険関係各種様式」で検索してください。)

<URL> <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>



3

申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法

(1) 申告書等の提出

<提出するもの>

① 申告書の1枚目〔提出用〕

※申告書の2枚目〔事業主控〕と3枚目を切り離して提出してください。また、申告書の2枚目〔事業主控〕は大切に保管してください。

※申告書の2枚目〔事業主控〕に受付印が必要な場合は、**申告書の1枚目〔提出用〕と一緒に労働局又は労働基準監督署へご提出ください。**郵送の場合は、返信用封筒（切手貼付）を必ず同封してください。

※申告書の提出と同時に、労働保険料・一般拠出金を金融機関に納付する場合は、**申告書と領収済通知書（納付書）を切り離さずに金融機関へご提出ください。**

・以下の添付書類もご提出ください。（令和元年度に終了した元請工事や伐採事業がない場合は提出不要です。）

<建設の事業>

② 一括有期事業報告書（建設の事業）

③ 一括有期事業総括表（建設の事業）

<林業>

② 一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）

<提出方法>

来庁による提出

申告書〔提出用〕（及び添付資料）を下記の提出先の機関へご持参ください。

電子申請による提出

e-Gov（電子政府）ホームページから申告書の入力・送信を行ってください。（P.4を参照ください。）

郵送による提出

申告書〔提出用〕（及び添付資料）を管轄の労働局（所在地は送付した封筒の表面に記載）あてに郵送してください。

申告書〔事業主控〕に受付印が必要な場合は、**申告書〔事業主控〕と返信用封筒（切手貼付）を必ず同封してください。**

<提出先の機関>（申告書と添付書類は、それぞれ別の機関に提出することも可能です。）

	申告書	添付書類
金融機関	○（※1）	×
管轄の労働局	○	○
管轄の労働基準監督署	○	○
社会保険・労働保険徴収事務センター（年金事務所内）	○	×

※1 口座振替をご利用の場合及び納付金額がない場合は、金融機関へのご提出はできません。

※2 左記の機関以外でも申告書の提出を受け付けている場合があります。詳しくは、送付した封筒の裏面又は同封の労働局からのお知らせをご確認ください。

(2) 保険料・一般拠出金の納付

領収済通知書（納付書）を申告書から切り離さずに、**金融機関へご提出いただき**、併せて保険料・一般拠出金を納付してください。

労働局や労働基準監督署へ申告書のみを提出した場合は、領収済通知書（納付書）を**金融機関にご提出いただき**、併せて保険料・一般拠出金を納付してください。

なお、口座振替による納付（裏表紙を参照ください。）、電子納付（P.4を参照ください。）も可能です。

●労働保険料の納期限（令和2年度）

	全期(第1期)	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	8月31日	11月2日	2月1日
口座振替納付日	10月13日	11月16日	2月15日

令和2年度全期(第1期)の口座振替納付日は、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、10月13日に変更されています。

☆申告・納付期日最終日である8月31日は、労働局・労働基準監督署・金融機関窓口において大変混雑することが予想されます。

☆第2期・第3期の納付書は**各納付期限の概ね10日前**に送付致します。

☆納付を怠った場合、**延滞金が徴収されます**（年率8.9%。但し、初めの2ヶ月間は、延滞金軽減法の適用年率で計算されます。）。

4 令和2年度に申告の対象となる事業

以下いずれの要件も満たす事業が一括有期事業の対象となるため、申告が必要となります。

[建設の事業の場合]

1 元請工事

元請負により実施した工事。

2 請負金額

一工事の請負金額が1億8千万円未満（消費税額を除く（※））の工事。

※平成27年3月31日以前に開始された工事については、1億9千万円未満（消費税額を含む）。

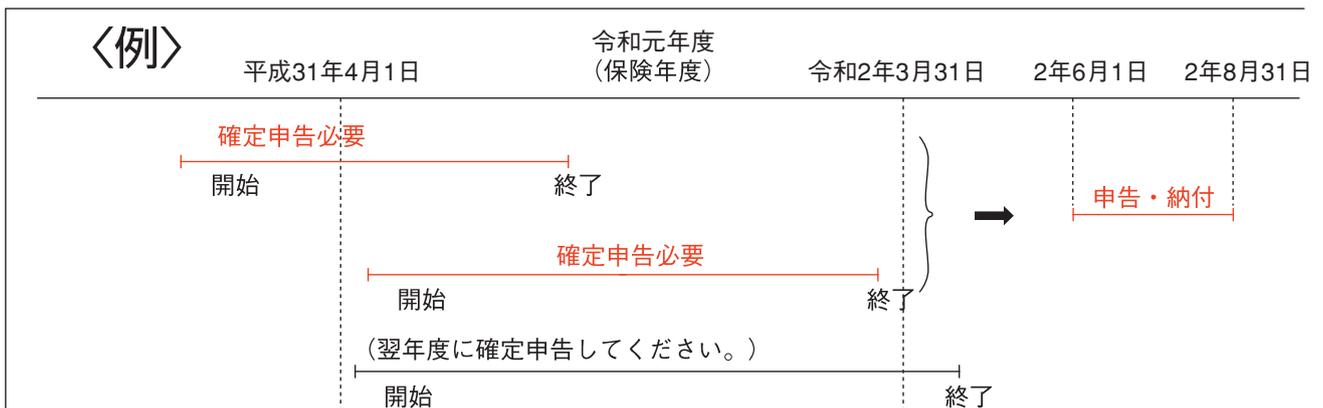
3 概算保険料

概算保険料額が160万円未満の事業。

4 工事期間

以下に示した赤字の工事、つまり、令和元年度中（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）に終了した工事。

（平成31年3月31日以前に開始している工事の算入もれがないよう注意してください）。



[林業の場合]

1 素材の生産量

素材の生産量が1,000立方メートル未満の事業。

2 概算保険料

概算保険料額が160万円未満の事業。

3 事業期間

令和元年度中（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）に終了した事業。

（平成31年3月31日以前に開始している事業の算入もれがないよう注意してください）。

一括有期事業の対象とならない事業（これを「単独有期事業」といいます。）の場合は、1現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続きをすることとなります。

5 保険料の算定のしかた

[建設の事業の場合]

保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「請負金額」による場合があります。

1 支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における協力業者に雇われる者を含むすべての労働者の賃金を正確に把握し、かつ、作業日報、賃金台帳の原本等の帳簿書類を3年間保存している場合は、支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。この場合、通勤手当や賞与等の一時金も算入されますからご注意ください。

2 請負金額による算定

建設の事業において、賃金総額を正確に把握し得ない場合には請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

請負金額とは、工事請負契約上の代金、つまり請負代金に、支給資材等の価格相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事用物（注）のみを控除したものをいいます。

※請負金額に係る消費税額の取扱いについては、P.30を参照してください。

請負代金 (契約金額・施主からの金銭給付)	+	請負代金に加算する額 (支給材の価額相当額+貸与物の賃貸料や損料相当額)	-	請負代金から控除する額 下記(注)参照	=	請負金額
---------------------------------	---	--	---	-------------------------------	---	-------------

(注) 請負代金から控除する控除対象工事用物は、「機械装置の組立て又は据付けの事業」(業種番号36)の機械装置のみです。P.35を参照してください。

[林業の場合]

保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「素材の生産量・平均賃金」による場合があります。

1 支払賃金による場合

その事業で使用したすべての労働者への支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。

2 素材の生産量（林業のうち、立木の伐採の事業以外の事業の場合は平均賃金）による場合

- ・林業のうち、立木の伐採の事業

所轄都道府県労働局長が定める素材1立方メートルを生産するために必要な労務費の額に、生産するすべての素材の材積を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

- ・林業のうち、立木の伐採の事業以外の事業

厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額にそれぞれの労働者の使用期間の総日数を乗じて得た額の合計額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

6 一括有期事業報告書(建設の事業)の書き方

- 1 令和元年度中に終了した一括有期対象事業(元請分)をもれなく記入し、P.31～P.32の「労災保険率適用事業細目表」を参考に、「事業の種類」ごとに別葉としてください。
- 2 右記の記入例(P.11)にならって、「一括有期事業総括表」の「事業開始時期」欄に記載された期間ごとに分けて記入し、それぞれの合計額(記入例では「小計」)も記入してください。その際、「平成27年3月31日以前のもの」については、「平成25年9月30日以前のもの」と「平成25年10月1日以降平成27年3月31日以前のもの」の期間に分けて記入してください。
- 3 「㊸請負代金に加算する額」欄には、工事用の資材などを支給され、または機械器具等を貸与された場合には、支給された物の価額相当額または機械器具等の損料相当額を計上してください。
- 4 「㊹請負代金から控除する額」欄には、請負代金の額に告示された控除対象工事用物(業種番号36の機械装置のみ認められています。P.35を参照してください。)の価格が含まれている場合、控除対象工事用物の価額相当額を計上してください。
- 5 賃金で算定する工事は、右記の記入例(P.11)にならって、「㊺請負代金の額」欄、「㊻請負金額」欄には該当する請負金額を、「㊼賃金総額」欄には該当する賃金総額を**かっこ書きで記入**してください。
- 6 請負金額は、**平成27年4月1日以降に開始した工事については消費税を除いた額を記入**してください。
※平成27年3月31日以前に開始した工事の申告方法についてP.30を参照してください。

記入例

※令和元年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

様式第7号

労働保険
一括有期事業報告書（建設の事業）

事業主控

2枚のうち 1枚目

労働保険番号	府県 所管 管轄				基幹番号				枝番号					
	x	x	1	0	1	6	0	0	1	0	1	0	0	0
事業の名称	事業場の所在地				事業の期間				① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
									① 請負代金の額	② 請負代金に 加算する額	③ 請負代金から 控除する額	④ 請負金額		
〇〇ハイツ新築工事	〇〇郡〇〇町 〇〇-〇				29年 4月 1日から 元 9月 30日まで				94,500,000			94,500,000	23	21,735,000
(平成27年4月1日～平成30年3月31日工事開始分)	(小計)											94,500,000		21,735,000
××邸新築工事	××市 ××-×-×				31年 4月 1日から 元 9月 30日まで				20,000,104			20,000,104	23	4,600,023
△△邸増築工事 他8件	△△市 △△-△-△				2年 3月 15日から 元 5月 1日まで				35,009,310			35,009,310	23	8,052,141
(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)											55,009,414		12,652,164
事業の種類	35 建設 (既設建築物設備工事業を除く)				計				149,509,414			149,509,414		34,387,164

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

令和2年 6月 12日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

平成27年4月1日以降に開始した工事については、請負金額から消費税額を除いた金額を記入します。

郵便番号(XXX - XXXX)
電話番号(XXX - XXX - XXXX)

住所 〇〇市 〇〇 〇-〇-〇

株式会社 〇〇工務店 記名押印又は署名
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号

(注意)
社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号(第34条関係) (甲) [別紙]

2枚目以降は別紙を使用してください。

労働保険

事業主控

2枚のうち 2枚目

労働保険番号	府県 所管 管轄				基幹番号				枝番号					
	x	x	1	0	1	6	0	0	1	0	1	0	0	0
事業の名称	事業場の所在地				事業の期間				① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
									① 請負代金の額	② 請負代金に 加算する額	③ 請負代金から 控除する額	④ 請負金額		
××邸内装工事	××市 ××-×-×				31年 4月 1日から 元 5月 31日まで				(6,000,000)			(6,000,000)		(720,000)
△△邸内装工事 他10件	△△市 △△-△-△				31年 4月 10日から 2年 3月 15日まで				22,000,700			22,000,700	23	5,060,161
(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)											(6,000,000)		(720,000)
												22,000,700		5,060,161
事業の種類	38 既設建築物設備工事業				計				(6,000,000) 22,000,700			(6,000,000) 22,000,700		5,780,161

賃金で算定した工事は、このようにカッコ書きで記入してください。

請負金額500万円未満の工事は取りまとめて記入できます。

賃金で算定した工事を含む場合、上段は賃金で算定した合計(小計)額をカッコ書きで、下段は請負金額による賃金総額の合計(小計)額、その下の欄外に上段と下段の合計(小計)額を記入してください。

7

一括有期事業総括表の書き方・記入例

- 一括有期事業報告書に記入していただいた工事をとりまとめるのが総括表です。
一括有期事業報告書から、総括表で分類してあります**事業の種類、事業開始時期**ごとに「一括有期事業報告書」の「請負金額」と「賃金総額」欄の金額を「一括有期事業総括表」の該当する箇所に転記してください。その額に、該当する労災保険率を乗じて**業種ごとの保険料額**を計算してください。
- 昨年度(令和元年度)にメリット制が適用されている事業場は、**昨年度送付している「労災保険率決定通知書」**により、保険料額を計算してください。

なお、この場合一括されている各事業の開始時期における労災保険率(基準料率)と当該事業の終了した日の属する保険年度のメリット増減率を用いて算出した労災保険率(メリット料率)により労災保険料を算定します。

事業の開始時期によってメリット料率が異なる場合がありますので、P.38の「一括有期事業「メリット」制適用事業場に対する労災保険率表」を参照してください。

1円未満の端数が出た場合は、切り捨ててください。

以上の計算を総括表で行って記入をし、保険料額の合計を、「概算・確定保険料・一般拠出金申告書」の⑩の(イ)(ロ)労災保険分確定保険料額欄に転記してください。

※令和元年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

様式第7号(第34条関係)(甲)

労働保険
一括有期事業報告書(建設の事業)

事業主控

労働保険番号	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳			② 請負金額	③ 労務費率	④ 賃金総額
			① 請負代金の額	⑤ 請負代金に 加算する額	⑥ 請負代金から 控除する額			
〇〇ハイソ新築工事	〇〇郡〇〇町 〇〇-〇	29年 4月 1日 から 元 年 9月 30日 日まで	94,500,000			94,500,000	23	21,735,000
(平成27年4月1日～平成30年3月31日工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				94,500,000		21,735,000
××邸新築工事	××市 ××-×-×	31年 4月 1日 から 元 年 9月 30日 日まで	20,000,104			20,000,104	23	4,600,023
△△邸増築工事 他8件	△△市 △△-△-△	元 年 5月 1日 から 2年 3月 15日 日まで	35,009,310			35,009,310	23	8,042,141
(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				55,009,414		12,642,164
事業の種類	35 建築事業 (既設建築物設備工事業も除く)	計	149,509,414			149,509,414		34,387,164

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

令和2年 6月 12日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

郵便番号(XXX - XXXX)
電話番号(XXX - XXX - XXXX)

住所 〇〇市 〇〇 〇-〇-〇

事業主 株式会社 〇〇工務店
代表取締役 〇〇 〇〇

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

作成年月日、
発出代行者・
事務代理者の表示

氏名 電話番号

社会保険
労働局
記載欄

〔注意〕
社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号(第34条関係)(甲)(別紙)

事業主控

労働保険番号	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳			② 請負金額	③ 労務費率	④ 賃金総額
			① 請負代金の額	⑤ 請負代金に 加算する額	⑥ 請負代金から 控除する額			
××邸内装工事	××市 ××-××-×	31年 4月 1日 から 元 年 5月 31日 日まで	(6,000,000)			(6,000,000)		(720,000)
△△邸内装工事 他10件	△△市 △△-△-△	31年 4月 10日 から 2年 3月 15日 日まで	22,000,700			22,000,700	23	5,060,161
(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				(6,000,000) 22,000,700		(720,000) 5,060,161
		年 月 日から 年 月 日まで						計 5,780,161
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
事業の種類	38 既設建築物設備工事業	計	(6,000,000) 22,000,700			(6,000,000) 22,000,700		5,780,161

記入例

※令和元年度中に終了した元請工事がない場合は、総括表の提出は必要ありません。

別添様式 労働保険等 事業主控

令和元年度一括有期事業総括表（建設の事業）

労働保険番号 **XX101600101000** 一括有期事業報告書 2枚添付

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額 円	労務 費率	賃金総額 千円	保険料率		保険料額 円
						基準料率 1000分の	メリット料率 1000分の	
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの		18		89		
		平成30年3月31日以前のもの		19		79		
		平成30年4月1日以降のもの				62		
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの		20		16		
		平成30年3月31日以前のもの		19		11		
		平成30年4月1日以降のもの				10		
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの		18		9		
		平成30年3月31日以前のもの		17		9		
		平成30年4月1日以降のもの				17		
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの		23		9.5		
		平成30年3月31日以前のもの		25		9.5		
		平成30年4月1日以降のもの				9		
35	建築事業	平成27年3月31日以前のもの		21		13		
		平成30年3月31日以前のもの	94,500,000	23	21,735	11	239,085	
		平成30年4月1日以降のもの	55,009,414		12,652	9.5	120,194	
38	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日以前のもの		22		15		
		平成30年3月31日以前のもの		23		12		
		平成30年4月1日以降のもの	(6,000,000) 22,000,700		5,780	12	69,360	
36	機械装置の組立又は据付けの事業 その他のもの	平成27年3月31日以前のもの		38		7.5		
		平成30年3月31日以前のもの		40		6.5		
		平成30年4月1日以降のもの		38		6.5		
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの		21		7.5		
		平成30年3月31日以前のもの		22		6.5		
		平成30年4月1日以降のもの		21		6.5		
合計		平成19年3月31日以前のもの		①				
					40,167			428,639

② (①を除いた合計) 千円 **40,167**

③ 一般拠出金率 1000分の **0.02**

一般拠出金額 (②×③) 円 **803**

一般拠出金は平成19年4月1日以降に開始した工事のみとなります。

メリット制が適用されている場合は、昨年度の労災保険率決定通知書及びP.38の「一括有期事業メリット制適用事業場に対する労災保険率表」を参照し、メリット率を記入の上計算してください。

1円未満の端数は切り捨て

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

令和2年 6月 12日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

住所 〇〇市〇〇 〇-〇-〇
 事業主 株式会社〇〇工務店
 氏名 代表取締役 〇〇〇〇

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		④	

8 申告書の記入にあたって (建設の事業)

※口座振替を利用している事業はP.26もご覧ください。

別添様式

令和元年度一括有期事業総括表 (建設の事業)

事業主控

労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	一括有期事業報告書 2枚添付	
XX101600101000							
業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率	保険料額
31	水力発電施設、すい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの		18		89	
32	道路新設事業	平成30年3月31日以前のもの		19		79	
33	舗装工事業	平成30年4月1日以降のもの		20		62	
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの		21		16	
35	建築事業	平成30年3月31日以前のもの	94,500,000	23	21,735	11	239,085
		平成30年4月1日以降のもの	55,009,414	23	12,652	9.5	120,194
38	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日以前のもの		22		15	
		平成30年3月31日以前のもの	(6,000,000)	23	5,780	12	69,360
		平成30年4月1日以降のもの	22,000,700	38		7.5	
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成30年3月31日以前のもの		40		6.5	
		平成30年4月1日以降のもの		38		6.5	
		平成27年3月31日以前のもの		21		7.5	
		平成30年3月31日以前のもの		22		6.5	
		平成30年4月1日以降のもの		21		6.5	
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの		23		19	
		平成30年3月31日以前のもの		24		15	
		平成30年4月1日以降のもの		24		15	
	合計						

「一般拠出金」

一般拠出金は一括有期事業総括表より転記してください。
平成19年4月1日以降開始した工事で、令和2年3月31日までに終了した工事が無い場合は、「0」を記入します。

1円未満の端数は切り捨ててください。

⑫欄 「期別納付額」

延納する場合は3期別に納付額を記入してください。

$$\frac{\text{⑭の(イ)欄 2年度概算保険料 428,639円}}{\text{⑰欄 納付回数 3回}} = 142,879円 (余り2円)$$

第1期 142,881円 (←余り2円加算)

第2期 142,879円

第3期 142,879円

1円又は2円の余りが生じた時は、必ず第1期分へ加算してください。

(概算保険料額が20万円未満の場合は、延納できませんので) 全期分を1回で納付してください。

機械処理に支障をきたしますので、領収済通知書(納付書)に印書されている所在地・名称等は訂正しないでください。

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力項目

①労働保険番号 XX101600101-00

②増加年月日(元号:令和は9) ③事業終了等年

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数

⑦区分 算定期間 平成

⑧保険料・一般拠出金算定基礎額

労働保険料 (イ) 40167

労働災害保険料 (ロ) 40167

雇用保険法適用者分 (ハ) 40167

雇用保険分 (ニ) 40167

高年齢労働者分 (ホ) 40167

保険料算定対象者分 (ヘ) 40167

一般拠出金 (注1) 40167

⑩区分 算定期間 令和

⑫保険料算定基礎額の見込額

労働保険料 (イ) 40167

労働災害保険料 (ロ) 40167

雇用保険分 (ハ) 40167

⑮事業主の電話番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更)

※保険料区分 ⑰算定期区分

⑱申告済概算保険料額

⑲(イ) 充当額 (ロ) 不足額 28,639円

⑳(イ) 還付額

㉑第1期又は第2期 ㉒第3期

㉓加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険 (ハ) 特掲事業 (ニ) 該当しない

㉔(イ)所在地 00市 00-0-0

㉕(ロ)名称 株式会社00工務店

領収済通知書 (労働)

30841 ※取扱庁名 〇〇労働局 ※取扱庁番号 0007533

労働保険番号 XX101600101-00

※年度 9-2 9-2

納付の目的 1.令和 2.平成

2.令和 3.平成

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は兼入代理店)、所轄都道府県労働局

確定コード

令和2年6月20日

あて先 〒 XXX-XXXX

〇〇市〇〇
〇-〇-〇
〇〇労働局 tky13rlz

労働保険特別会計歳入徴収官殿

31年4月1日から 令和2年3月31日まで

⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額 (イ) 1000分の(イ) 428639 (ロ) 428639

⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (イ) 428639 (ロ) 428639

⑫ 概算・増加概算保険料額 (イ) 428639 (ロ) 428639

⑭ 概算・増加概算保険料額 (イ) 428639 (ロ) 428639

⑮ 申告済概算保険料額 400,000

⑯ 増加概算保険料額

⑰ 延納の申請 納付回数 3

⑱ 法人番号 1234512345123

⑳ 差引額 申告済概算保険料 400,000円 - 確定保険料額 428,639円 = 不足額 28,639円

㉑ 事業・事業主 株式会社〇〇工務店

㉒ 納付額 (合計額) 172,323円

あて先 〒 XXX-XXXX

〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇工務店 殿

労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

電子申請を行う場合のアクセスコードです。

P.5の「電子申請のための「アクセスコード」について」をご覧ください。

④欄 「常時使用労働者数」

令和元年度中の1日平均使用労働者数を記入してください。

[確定]

⑧欄 「保険料・一般拠出金算定基礎額」

⑩欄 「確定保険料・一般拠出金額」

一括有期事業総括表から転記してください。

[概算]

⑫欄 「保険料算定基礎額の見込額」

⑭欄 「概算保険料額」

令和元年度の工事实績に基づく「賃金総額」の2倍を上まわらず2分の1を下まわらない限り令和元年度と同額で算定してください。

(2倍以上もしくは2分の1以下となる場合の計算方法については、最寄りの労働基準監督署、労働局へお問い合わせください。)

令和2年度メリット制適用事業場においてはここに「メリット」と印字されています。同封の「令和2年度労災保険率決定通知書」の料率で保険料を算定してください。

⑰欄 納付回数「1」または「3」

概算保険料額が20万円以上の場合は、3回に延納することができます。(20万円未満の場合は、延納できません。) なお、確定保険料の不足額及び一般拠出金は延納できませんので第1期に納付してください。

⑳欄 「法人番号」

「法人番号」欄が空欄の場合は記入してください。
※法人番号は国税庁から通知される13桁の番号です。
※個人事業主の場合は、13桁すべてに「0」を記入してください。
※法人番号が誤っている場合は、訂正してください。

㉑欄 差引額

※不足の例 ⑱欄の金額より⑩(イ)欄の金額が多い場合

⑱欄 申告済概算保険料 400,000円	-	⑩(イ)欄 確定保険料額 428,639円	=	㉑欄 差引額 (ハ) 不足額 28,639円
----------------------------	---	-----------------------------	---	------------------------------

※充当の例 P.18以降を参照してください。

㉒欄、㉓欄「事業・事業主」

郵便番号、電話番号、事業場の住所・名称を記入してください。

事業主の氏名(法人の時は代表者の職名・氏名)記入欄の押印については、記名押印又は事業主自らの署名のいずれかになります。

今期納付額を記入

※内訳、納付額の金額の訂正はできません。(もし書き損じたら新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。)
 ※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんのでご注意ください。
 (歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)
 ※金額の前に必ず「¥」記号を記入してください。

継続事業 (一括有期事業を含む)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

提出用

令和2年6月12日

あて先 〒×××.×××× ××市×× ××-××

〇〇労働局tky13r1z

労働保険特別会計歳入徴収官殿

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

⑨保険料・一般拠出金率 (イ) 1000分の (ロ) 1000分の

60 50520 50520

⑩確定保険料・一般拠出金額 (イ) 1000分の (ロ) 1000分の

60 50520 50520

⑪概算・増加概算保険料額 (イ) 1000分の (ロ) 1000分の

60 50520 50520

⑫延納の申請 納付回数 1

⑬申告済概算保険料額 51,040円

⑭増加概算保険料額 16円

⑮合計 51,056円

事業又は作業の種類 立木の伐採

事業主 (イ)住所 (法人の場合は) 〇〇市 〇〇 X-X (ロ)名称 〇〇木材株式会社 (ハ)氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

労働保険 (国庫金) (記入例) ¥0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 令和 02 年度

労働保険料 ¥51040

一般拠出金 ¥16

納付額 (合計額) ¥51056

あて先 〒×××.×××× ××市×× ××-××

〇〇市〇〇 〇〇-〇〇

労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

電子申請を行う場合のアクセスコードです。
P.5の「電子申請のための「アクセスコード」について」
 をご覧ください。

④欄 「常時使用労働者数」

立木の伐採の事業に該当する場合は、令和元年度中の**1日平均使用労働者数**を記入してください。立木の伐採以外の林業は、令和元年度中の1ヶ月平均使用労働者数を記入してください。少数点以下の端数が生じた場合は切り捨てた数とし、0人となる場合は1人としてください。

〔確定〕

⑧欄 「保険料・一般拠出金算定基礎額」

⑩欄 「確定保険料・一般拠出金額」

一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）から転記してください。

〔概算〕

⑫欄 「保険料算定基礎額の見込額」

⑭欄 「概算保険料額」

令和元年度の実績に照らして見込額を算定してください。なお、不明の場合は、令和元年度の実績を参考としてください。また、令和2年度メリット制適用事業場においては、同封の「令和2年度労災保険率決定通知書」の料率で保険料を算定してください。

⑰欄 納付回数「1」または「3」

概算保険料額が20万円以上の場合は、3回に延納することができます。(20万円未満の場合は、延納できません。)

⑳欄 「法人番号」

「法人番号」欄が空欄の場合は記入してください。
 ※法人番号は国税庁から通知される13桁の番号です。
 ※個人事業主の場合は、13桁すべてに「0」を記入してください。
 ※法人番号が誤っている場合は、訂正してください。

㉑欄 差引額

※不足の例 ⑱欄の金額より⑩(イ)欄の金額が多い場合

⑱欄 申告済概算保険料 50,000円	—	⑩(イ)欄 確定保険料額 50,520円	=	㉑欄 差引額 (ハ) 不足額 520円
---------------------------	---	----------------------------	---	---------------------------

※充当の例 P.18以降を参照してください。

㉒欄、㉓欄「事業・事業主」

郵便番号、電話番号、事業場の住所・名称を記入してください。

事業主の氏名（法人の時は代表者の職名・氏名）記入欄の押印については、記名押印又は事業主の自らの署名のいずれかになります。

今期納付額を記入

※内訳、納付額の金額の訂正はできません。(もし書き損じた場合は新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。)
 ※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんのでご注意ください。
 (歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)
 ※金額の前に必ず「¥」記号を記入してください。

10 申告書の書き方

充当意思とは

充当とは、確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合に、今年度の概算保険料や一般拠出金の納付額にこの差引額を充てることをいい、充当意思とは、その意思を確認するものです。

充当には以下の3パターンがあります。

- | | | |
|---------|-------------------|-----------------------|
| 充当意思「1」 | 「労働保険料のみ充当」 | → 記入例1へ (P.19) |
| 充当意思「2」 | 「一般拠出金のみ充当」 | → 記入例2へ (P.20) |
| 充当意思「3」 | 「労働保険料及び一般拠出金に充当」 | → 記入例3へ (P.21) |

「③充当意思」欄には「3」を記入していただくと労働保険料と一般拠出金の両方に充当できますので、事務手続きが簡便になる場合があります。

充当額の記入方法

- (1) 充当額については、
 - ① 「③充当意思」欄が「1」の場合は、労働保険料のみに充当します。
労働保険料に充当後、なお余りがある場合でも、**8月31日までに一般拠出金分を納付する必要があります。**
 - ② 「③充当意思」欄が「2」の場合は、一般拠出金のみに充当します。
一般拠出金に充当後、なお余りがある場合でも、**8月31日までに労働保険料分を納付する必要があります。**
 - ③ 「③充当意思」欄が「3」の場合は、労働保険料及び一般拠出金に充当します。
充当後、なお余りがある場合は、今期の納付は必要ありません（申告書の提出は必要です）。
- (2) 一般拠出金に充当する場合は、「③充当意思」欄に「2」又は「3」を必ず記入してください。
- (3) 「⑰延納の申請」の納付回数が「3」で、「③充当意思」欄が「1」又は「3」の場合、第1期に充当後、なお余りがある場合には、第2期、第3期の順で充当となります。
- (4) 第1期から第3期の順に充当してもなお余りがある場合は、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。
なお、還付の請求手続については、P.22の「**記入例4 充当後還付額が出る場合**」を参照ください。

記入例2 一般拠出金のみ充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

標準定率 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

31759 労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 申告書 (一括有期事業を含む) 継続事業

石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号

XX101600101-000

※各種区分 管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類 751 3501

あて先 〒XXX-XXXX ○○市○○ ○-○○-○○ ○○労働局 tky13rlz 労働保険特別会計徴入徴収官殿

⑦ 区分 算定期間 平成31年4月1日 から 令和3年3月31日 まで

⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
(イ) 531550 円	(イ) 1000分の(イ)	531550 円
(ロ) 41456 千円	(ロ) 1000分の(ロ)	531550 円
(ハ) 千円	(ハ) 千円	千円
(ニ) 千円	(ニ) 1000分の(ニ)	千円
(ホ) 千円	(ホ) 1000分の(ホ)	千円
(ヘ) 千円	(ヘ) 1000分の(ヘ)	千円
⑪ 一般拠出金 (注1)		0.02 829 円

⑫ 算定期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで

⑬ 保険料算定基礎額の見込額	⑭ 保険料率	⑮ 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)
(イ) 531550 千円	(イ) 1000分の(イ)	531550 円
(ロ) 41456 千円	(ロ) 1000分の(ロ)	531550 円
(ハ) 千円	(ハ) 千円	千円
(ニ) 千円	(ニ) 1000分の(ニ)	千円
(ホ) 千円	(ホ) 1000分の(ホ)	千円
(ヘ) 千円	(ヘ) 1000分の(ヘ)	千円

⑯ 申告済概算保険料額 800,000 円

⑰ 延納の申請 納付回数 3 項30

⑱ 申告済概算保険料額 829 円

⑲ 増加概算保険料額 2 円

⑳ 差引額 (イ) 充当額 829 円 (ロ) 還付額 267,621 円

㉑ 今期納付額は (イ) 概算保険料額 (ロ) 労働保険料充当額 (ハ) 不足額 (ニ) 今期労働保険料 (ホ) 一般拠出金充当額 (ヘ) 一般拠出金額 (ト) 今期納付額(ニ)+(イ)+(ロ)

第1期	177,184 円	0 円	0 円	177,184 円
第2期	177,183 円	0 円	0 円	177,183 円
第3期	177,183 円	0 円	0 円	177,183 円

事業又は作業の種類 建築事業

郵便番号 XXX-XXXX 電話番号 (XXX) XXX-XXXX

⑳ 事業関係成立年月日 ㉒ 事業廃止等理由

〔計算方法〕

⑭(イ) 531,550 ÷ 3 =

- 第1期分 ㉑(イ) 177,184 円
- 第2期分 ㉑(チ) 177,183 円
- 第3期分 ㉑(ル) 177,183 円

※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。(余りは必ず1円または2円となります)

〔今期納付額の計算〕

第1期 ㉑(イ) 177,184 円 - ㉑(ロ) 0 円 + ㉑(ハ) 0 円 = 今期納付額 ㉑(ト) 177,184 円

第2期 ㉑(チ) 177,183 円 - ㉑(リ) 0 円 = 第2期納付額 ㉑(ヌ) 177,183 円

還付額が出た場合、管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

記入例 5

確定保険料額が申告済概算保険料額を上回る場合（不足額が出る場合）

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
 31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
 （一括有期事業を含む。）

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
 OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願います。

提出用

下記のとおり申告します。

令和2年6月12日

あて先 〒XXX-XXXX

〇〇市〇〇
 〇-〇-〇

〇〇労働局 tky13rlz

労働保険特別会計歳入徴収官殿

(なるべく折り曲げないようにして、) やむを得ない場合は折り曲げマーク(△)の所で折り曲げてください。()

種別 32701 ※修正項目番号 〇〇 ※入力微定コード 〇

①労働保険番号 XX101600101-000

②増加年月日(元号:令和は9) 〇〇年〇月〇日 ③事業廃止等年月日(元号:令和は9) 〇〇年〇月〇日 ※事業廃止等理由 〇

④常時使用労働者数 〇 ⑤雇用保険被保険者数 〇 ⑥免除対象高齢労働者数 〇 ※保険関係※片保険理由コード 〇

※各種区分		
管轄(2)	保険関係等	業種 産業分類
751	3501	

確定 保険料 算定 内訳	区分	算定期間 平成31年4月1日 から 令和2年3月31日 まで		
		⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	(イ)	〇	1000分の(イ)	〇
	(ロ)	41456	1000分の(ロ)	531550
雇用保険分	(ハ)	〇	1000分の(ハ)	〇
	(ニ)	〇	1000分の(ニ)	〇
保険料算定対象者分	(ホ)	〇	1000分の(ホ)	〇
	(ヘ)	41456	0.02	829
一般拠出金(注1)		41456	0.02	829

(注2)(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金
 一般拠出金は延納できません

概算 増加概算 保険料 算定 内訳	区分	算定期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで		
		⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	(イ)	〇	1000分の(イ)	〇
	(ロ)	41456	0.02	829
雇用保険分	(ハ)	〇	1000分の(ハ)	〇
	(ニ)	〇	1000分の(ニ)	〇
保険料算定対象者分	(ホ)	〇	1000分の(ホ)	〇
	(ヘ)	41456	0.02	829

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) 〇〇〇〇-〇〇〇〇 ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入) 〇〇〇〇-〇〇〇〇

⑰延納の申請 納付回数 3

⑳検査の有無区分 ㉑算定対象区分 ㉒データ指示コード ㉓再入力区分 ㉔修正項目

⑧⑩⑫⑭⑯の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

⑱ 申告済概算保険料額	500,000 円	⑲ 申告済概算保険料額	
⑳ 差引額	(イ) ⑱-⑲の(イ) 円 不足額 31,550 円 (ロ) ⑱-⑲の(ロ) 円 還付額 〇 円	㉑ 増加概算保険料額	
		㉒ 延納回数	3

㉓ 本期又は前期	(イ) 概算保険料額(⑫の(イ)+⑬+⑭) 円 177,184 円 (ロ) 労働保険料充当額(⑫の(イ)-(ロ)) 円 31,550 円	(二) 本期労働保険料(⑫の(イ)+(ロ)) 円 208,734 円	(三) 一般拠出金充当額(⑫の(イ)-(三)) 円 829 円	(ト) 本期納付額((二)+(三)) 円 209,563 円
㉔ 第2期	(イ) 概算保険料額(⑫の(イ)+⑬) 円 177,183 円 (ロ) 労働保険料充当額(⑫の(イ)-(ロ)) 円 177,183 円	(二) 第2期納付額(イ)-(ロ) 円 〇 円		
㉕ 第3期	(イ) 概算保険料額(⑫の(イ)+⑬) 円 177,183 円 (ロ) 労働保険料充当額(⑫の(イ)-(ロ)) 円 177,183 円	(二) 第3期納付額(イ)-(ロ) 円 〇 円		
㉖ 加入している労働保険	㉗ 労働保険 (イ) 該当する (ロ) 該当しない	㉘ 事業又は作業の種類	建築事業	
㉙ 所在地	〇〇市 〇〇 〇-〇-〇	㉚ 郵便番号	XXX-XXXX	㉛ 電話番号 (XXXX) XX-XXXX
㉜ 名称	株式会社〇〇工務店	㉜ 名称	株式会社〇〇工務店	
		㉝ 氏名	代表取締役 〇〇 〇〇	

12 還付請求する場合について

◎ 還付金の請求について

記入例4のように概算保険料および一般拠出金への充当後に還付が生じる場合は、「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出してください。

◎ 「労働保険料・一般拠出金還付請求書」の取得方法について

- ① 次のページの様式を切り離して使用できます。(事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。)
- ② 厚生労働省HP(右のQRコード)または「労働保険関係各種様式」で検索してください。からダウンロードできます。(事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。)
- ③ 労働局又は最寄りの労働基準監督署にあります。

なお、郵便にて請求される場合は、返信用の封筒を同封の上、「労働保険料・一般拠出金還付請求書が必要」である旨を記載し、送付してください。



記入例

還付金を振込む金融機関名(金融機関名は省略しないで正確に)及び支店名を記入してください。また、ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合も、この欄に記入してください。なお、ネット銀行の一部については振込が出来ない場合があります。

郵便局での受取りを希望する場合は、こちらの欄に記入してください。(指定できない郵便局もあります。)

口座の種類・口座の番号を記入してください。
※口座種類の記入誤りにご注意ください。

ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合は、5桁の「記号」-8桁の「番号」をこちらの欄にご記入ください。

年度更新の場合は「1」を、事業終了の場合は「2」をご記入ください。

事業主の氏名(法人のときは代表者氏名)記入欄の押印については、記名押印(法人のときは代表者印)または事業主自らの署名です。また、電話番号も必ず記入してください。

法人の場合の有効な印の例

- (1) 商標 + 株式会社印
- (2) 商標 + 代表取締役印
- (3) 商標 + 労働 + 大労働印

(注) 上記内容に不備がある場合は、還付手続きができない場合もありますのでその旨ご注意ください。印鑑証明の提出をお願いする場合があります。

様式第8号(第36条関係) 労働保険 労働保険料 還付請求書 石綿健康被害救済法 一般拠出金

還付金の種別 労働保険料・一般拠出金

種別 31751 労働保険番号 XX101600101-000 口座番号 1234567

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関(金融機関のない場合は郵便局)

金融機関名称(漢字) ○○銀行 口座番号 1234567

支店名称(漢字) ××支店 銀行記号番号 1234

金融機関コード 1234 支店コード 123

郵便局名称(漢字) 郵便局名 区・市・郡(漢字)

② 還付請求額(注意)各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

(ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額 800000 円

(イ) 確定保険料の額又は改定確定保険料の額 531550 円

(ウ) 差額 268450 円

(エ) 労働保険料等・一般拠出金への充当額(詳細は以下③)

(オ) 労働保険料等に充当 829 円

(カ) 一般拠出金に充当 267621 円

(ク) 納付した一般拠出金 100000 円

(コ) 差額 100000 円

(サ) 一般拠出金・労働保険料等への充当額(詳細は以下③)

(シ) 一般拠出金に充当 100000 円

(ス) 労働保険料等に充当 100000 円

(セ) 一般拠出金還付請求額(コ)-(シ)-(ス) 100000 円

③ 労働保険料等への充当額内訳

労働保険料等の種別	充当額
2年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	829円
年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	

上記のとおり還付を請求します 2年6月12日

事業主 株式会社○○工務店 代表取締役 ○○○○

還付理由 1.年度更新 2.事業終了 3.その他(詳細等) 9-02

還付金発生年度(元号:令和は9) 令和9年 9-02

社会保険 労働士 記載欄 氏名 電話番号

この欄は記入しないでください。

口座名義人欄には必ず通帳等に表記されているカタカナでフリガナを記入してください。

「9」を付けて記入ください。

「還付請求書を提出する年度を、元号」

きこうじし線 控えが必要な場合は「ロー」をつけてください

(注意事項)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第41条第1項及び石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項において、保険料及び一般拠出金の還付を受ける権利は、行使することができる時から2年を経過したときは時効によって消滅する旨規定されております。

したがって、事業主のみなさまにおかれましては、本請求書をできる限り早めに作成していただき、所轄都道府県労働局あて御提出いただきますようお願いいたします。

なお、行使することができる時から2年を経過した後に、本請求書を御提出いただいた場合は、還付を受けることはできませんので御注意ください。

御不明な点等がございましたら、所轄都道府県労働局までお問い合わせください。

13 平成27年3月31日以前に開始した工事の取扱い

請負金額は、平成27年3月31日以前に開始した工事については消費税を含めた額を記入してください。また、労務費率により保険料の算定基礎となる賃金総額を算出する場合、平成25年10月1日から平成27年3月31日までに開始した工事については、消費税率等に係る暫定措置が適用されます。

そのため、一括有期事業報告書（建設の事業）の作成にあたり、P.10の2の「平成25年10月1日以降平成27年3月31日以前のもの」の期間の「③請負金額」欄の「計（小計）」については、下記のURL、またはQRコードの記入例にならって2段に分割し、上段については消費税相当額を含めた請負金額を、下段については上段の額に108分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。）を記入してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/gyousei/index.html



【事業の開始時期ごとの消費税額の取扱いについて】

事業の開始時期により、取扱いが以下のように異なりますのでご注意ください。

事業の開始時期	請負金額	消費税率等に係る暫定措置
①工事開始日が平成25年9月30日以前のもの	消費税を含む	適用されない
②工事開始日が平成25年10月1日～平成27年3月31日までのもの	消費税を含む	適用される (請負金額に108分の105を乗じる)
③工事開始日が平成27年4月1日以降のもの	消費税を除く	適用されない

○ 計算方法の例

- ①事業の期間：平成25年9月1日～平成31年4月30日、請負金額8,610,000円（うち消費税額410,000円）、事業の種類が38の場合
 $8,610,000円（消費税込み） \times 22\%（労務費率） = 1,894,200円（賃金総額）$
- ②事業の期間：平成26年12月1日～令和元年5月29日、請負金額5,400,000円（うち消費税額400,000円）、事業の種類が38の場合
 $5,400,000円（消費税込み） \times 105 / 108 = 5,250,000円（消費税率等に係る暫定措置適用後の請負金額）$
 $5,250,000円（消費税率等に係る暫定措置適用後の請負金額） \times 22\%（労務費率） = 1,155,000円（賃金総額）$
- ③事業の期間：平成30年4月10日～令和2年3月15日、請負金額23,760,000円（うち消費税額1,760,000円）、事業の種類が38の場合
 $22,000,000円（消費税抜き） \times 23\%（労務費率） = 5,060,000円（賃金総額）$

14 事業の種類・労務費率・保険料率一覧表

業種番号	事業の種類	工事開始日が平成21年4月1日～平成24年3月31日のもの		工事開始日が平成24年4月1日～平成27年3月31日のもの		工事開始日が平成27年4月1日～平成30年3月31日のもの		工事開始日が平成30年4月1日～のもの	
		労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31	水力発電施設 隧道等新設事業	19%	1,000分の103	18%	1,000分の89	19%	1,000分の79	19%	1,000分の62
32	道路新設事業	21	15	20	16	20	11	19	11
33	ほ装工事業	19	11	18	10	18	9	17	9
34	鉄道又は軌道新設事業	24	18	23	17	25	9.5	24	9
35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	21	13	21	13	23	11	23	9.5
38	既設建築物設備工事業	22	14	22	15	23	15	23	12
36	機械装置の組立て又は取付けに関するもの	40	9	38	7.5	40	6.5	38	6.5
	21			21					
37	その他の建設事業	24	19	23	19	24	17	24	15

15 労災保険率適用事業細目表

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
建設事業	31	水力発電施設、 隧道等新設事業	3101 水力発電施設新設事業 3102 高えん堤新設事業 3103 隧道新設事業
	32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	33	ほ装工事業	3301 道路、広場、プラットホーム等のほ装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展圧又は芝張りの事業
	34	鉄道又は軌道新 設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事用機械以外 の機械の組立て又は据付けの事業を除く。） 3401 開さく式地下鉄道の建設に関する建設事業 3402 その他の鉄道又は軌道の建設に関する建設事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	35	建築事業 ((38) 既設建築 物設備工事業を 除く。)	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事用機械以外 の機械の組立て又は据付けの事業を除く。） 3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋 の建設事業（ (3103) 隧道新設事業の態様をもって行われるも のを除く。） 3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業 3503 橋りょう建設事業 イ 一般橋りょうの建設事業 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの 高架橋の建設事業 ハ 跨線道路橋の建設事業 ニ さん橋の建設事業 3504 建築物の新設に伴う設備工事業（ (3507) 建築物の新設に伴う 電気の設備工事業及び (3715) さく井事業を除く。） イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3507 建築物の新設に伴う電気の設備工事業 3508 送電線路又は配電線路の建設（埋設を除く。）の事業 3505 工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用され ている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに 限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業 3506 その他の建築事業 イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コ ンクリート造りのスタンドの建設事業 ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業 ハ 鉄塔又は跨線橋（跨線道路橋を除く。）の建設事業 ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業（ (3103) 隧道新設事業の態 様をもって行われるものを除く。） ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
建設事業	35	建築事業 (38) 既設建築物設備工事業を除く。	3506 その他の建築事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設（埋設を除く。）の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業
	38	既設建築物設備工事業	3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事中用機械以外の機械の組立て又は据付けの事業、(3802) 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業及び(3715) さく井事業を除く。） イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業 3803 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業 ※「その他のもの」に係る労務費率は基礎台の建設についてのみ適用	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3601 各種機械装置の組立て又は据付けの事業 3602 索道建設事業
	37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3701 えん堤の建設事業（(3102) 高えん堤新設事業を除く。） 3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業（(3103) 内面巻替えの事業を除く。） 3703 道路の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 3707 貯水池、鉍毒沈澱池、プール等の建設事業 3708 水門、樋門等の建設事業 3709 砂防設備（植林のみによるものを除く。）の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業（一貫して行う(3719) 造園の事業を含む。） 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の解体事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 (33) は装工事業及び(3505) 工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業を除く。

16 法人番号の記入について

「法人番号欄」(③1欄)が空欄の場合、法人の行う事業については、国税庁から通知された13桁の法人番号を記入してください(商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」を記入しないようご注意ください)。

法人番号は支店や事業所ごとには指定されませんので、支店や事業所についても、各法人に指定された法人番号を記入してください。

なお、個人事業主の行う事業については、法人番号欄の13桁すべてに「0」を記入してください(個人番号の記入はしないでください)。

また、前年度までにご登録いただいている場合は印字されてありますが、訂正する場合は「年度更新よくある質問」(P.42)のQ5をご参照ください。

【記入例】

(法人の場合)

⑱ 申告済概算保険料額		784,984 円		⑲ 申告済概算保険料額			
⑳ 差引額	(イ) 充当額	(18-19のイ)	不足額	(19のイ)-18	⑳ 増加概算保険料額	(18のイ)-19	
	(ロ) 還付額	(18-19のイ)			⑳ 増加概算保険料額		
⑳ 増加概算保険料額		38,891 円		⑳ 増加概算保険料額		1234512345123 項39	
㉑ 第1期又は第2期	(イ) 概算保険料額 (11のイ)+(12)+(13) 以降の円未満端数	(ロ) 労働保険料充当額 (12のイ)(労働保険料分のみ)	(ハ) 不足額(19のハ)	(ニ) 今期労働保険料 (11)-(ロ)又は(イ)+(ハ)	(ホ) 一般拠出金充当額 (20のイ)(一般拠出金分のみ)	(ヘ) 一般拠出金額 (前(ヘ)-(ホ)(ホ)(注2)	(ト) 今期納付額((11)+(ヘ))
	236,034 円		38,891 円	274,925 円		1,135 円	276,060 円

(個人事業主の場合)

⑱ 申告済概算保険料額		784,984 円		⑲ 申告済概算保険料額			
⑳ 差引額	(イ) 充当額	(18-19のイ)	不足額	(19のイ)-18	⑳ 増加概算保険料額	(18のイ)-19	
	(ロ) 還付額	(18-19のイ)			⑳ 増加概算保険料額		
⑳ 増加概算保険料額		38,891 円		⑳ 増加概算保険料額		00000000000000 項39	
㉑ 第1期又は第2期	(イ) 概算保険料額 (11のイ)+(12)+(13) 以降の円未満端数	(ロ) 労働保険料充当額 (12のイ)(労働保険料分のみ)	(ハ) 不足額(19のハ)	(ニ) 今期労働保険料 (11)-(ロ)又は(イ)+(ハ)	(ホ) 一般拠出金充当額 (20のイ)(一般拠出金分のみ)	(ヘ) 一般拠出金額 (前(ヘ)-(ホ)(ホ)(注2)	(ト) 今期納付額((11)+(ヘ))
	236,034 円		38,891 円	274,925 円		1,135 円	276,060 円

17 一般拠出金の申告・納付について

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づき、事業主の皆様にご負担いただくものです。

徴収された一般拠出金は、国からの交付金、地方公共団体からの交付金、特別事業主（アスベストの製造、販売を行ってきた事業主）からの特別拠出金と併せて、石綿（アスベスト）健康被害者（労災補償の対象にならない方）の救済費用に充てられます。

(1) 対象

アスベストはすべての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。そのため、すべての労災保険適用事業主に一般拠出金を負担していただくこととしております。

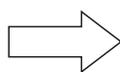
※特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（一般拠出金の徴収及び納付義務）
第35条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。
2 労災保険適用事業主は、一般拠出金を納付する義務を負う。

(2) 納付方法（納付時期）

労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定のみの手続きとなります。延納（分割納付）はできません。

- ①労働保険の年度更新手続き
- ②事業終了（廃止）



労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

(3) 料率

一般拠出金率は業種を問わず、一律1,000分の0.02です。労災保険のメリット対象事業場であっても、一般拠出金率にはメリット料率の適用（割増、割引）はありません。

(4) 算定方法

事業主が労働者に支払った賃金総額（千円未満は切り捨て） × 一般拠出金率（1,000分の0.02）

厚生労働省から独立行政法人環境再生保全機構へ交付された一般拠出金は、機構内に設けられた石綿健康被害救済基金に収納されます。

そして、機構が石綿による中皮腫等を発症している方及び上記法律の施行前にこれらの疾病により死亡した方のご遺族（労災補償等の対象とならない方に限る）に対して、同基金から医療費等の支給を行います。

- 救済に関するお問い合わせ先（ホームページ）は以下のとおりです。

・独立行政法人
環境再生保全機構
<https://www.erca.go.jp/>



・環境省
地方環境事務所
<https://www.env.go.jp/region/>



18 その他の注意事項

① 事業の廃止又は元請工事を行わない場合等について

事業を廃止する場合又は今後元請工事を行う予定がない場合は、保険関係の消滅の手続を行ってください。手続は、「確定保険料・一般拠出金申告書」を管轄の労働局又は労働基準監督署へ提出し、保険料の精算と一般拠出金の申告等を行うことで完了します。（申告方法はP.25をご参照ください。）

- (例) ①事業廃止した場合
②労働保険事務組合へ事務処理を委託した場合
③元請工事を行わない場合
④元請・下請の労働者を使っての工事を行わない場合
⑤他の都道府県へ事業場を移転した場合

② 建設業の事務所の労災保険について

事務員（現場以外での業務に従事する者を含む。）を雇用している場合は、一括有期事業の労災保険とは別に「事務所」として管轄の労働基準監督署で労災保険加入の手続が必要になります。

③ 一括されない有期事業（単独有期事業）

一括の要件に該当しない建設事業又は立木の伐採の事業は、一工事現場又は一作業現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続をすることとなります。

具体的な手続としては、事業開始から10日以内にその事業を管轄する労働基準監督署に「保険関係成立届」を提出し、20日以内に「概算保険料申告書（有期事業）」を金融機関又は管轄の労働基準監督署・労働局に申告・納付をすることとなります。

その事業が終了したときは、50日以内に「確定保険料・一般拠出金申告書（有期事業）」を提出し、すでに申告・納付してあった概算保険料を精算する必要があります。

④ 機械装置の範囲

労災保険料の算定にあたって、請負代金から控除することができる、「機械装置の組立て又は据付けの事業」（業種番号36）における機械装置の範囲については、下記のとおり具体例が示されています。

- | | | |
|---------------|-----------------|--------------------------------|
| 1. 湿式排煙脱硫装置 | 6. 抄紙機（改造） | 12. エレベーター |
| 2. 火力発電所ボイラー | 7. 連続鑄造機 | 13. エスカレーター |
| 3. 原子炉 | 8. 発泡ポリスチレンプラント | 14. 石油精製、石油化学プラント |
| 4. ゴミ焼却装置 | 9. 電気集塵装置 | 15. 水力発電設備 |
| 5. 原子力発電所タービン | 10. ガス発生装置 | 16. 索道（ロープウェイ、
ゴンドラリフト、リフト） |
| | 11. 水処理設備 | |

⑤ 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類（業種）等を変更した場合について

事業主の氏名(法人の名称)、事業主の住所(本店所在地)、事業の名称、所在地、事業の種類(業種)等に変更があった場合は、「名称、所在地等変更届(様式第2号)」を管轄の労働基準監督署に提出してください。なお、法人の代表者のみの変更の場合は手続は不要です。

なお、事務所所在地の変更により、管轄の労働基準監督署が変わる場合は、変更後の所在地を管轄する労働基準監督署に提出してください。ただし、他都道府県に変更される場合は、変更から50日以内に旧所在地で保険関係の消滅(保険料の精算)の手続をし、変更後の所在地を管轄する労働基準監督署で新規加入の手続を行ってください。

◎記入にあたっての注意事項

必ず「労働保険番号」、「変更年月日」、変更箇所(変更前と変更後)変更理由の記入をお願いします。(変更のない部分については記入不要です。)

所在地変更に伴い電話番号が変わる場合は、「名称・氏名」の中の電話番号欄を記入してください。複数の労働保険番号を有する事業主は、労働保険番号ごとに作成してください。

◎その他注意事項

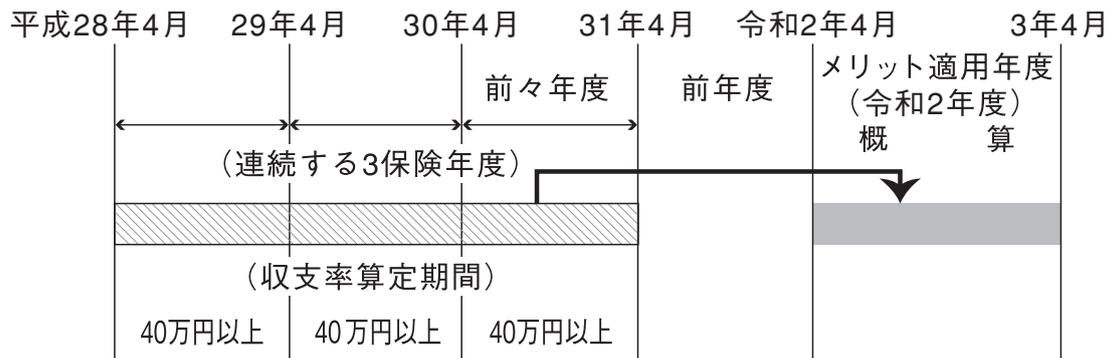
提出時に変更内容が確認できる資料(登記簿謄本写し、賃貸契約書写し等)を確認させていただくことがあります。また、雇用保険適用事業所は、ハローワークへ別途「雇用保険事業主事業所各種変更届」の提出が必要です。(詳しくはハローワークへお問い合わせください。)

◎「名称、所在地等変更届」については、ダウンロード様式はありません。最寄りの労働局等で入手してください。

19 労災保険のメリット制について

メリット制は、事業主の保険料負担の公平を図るために、個々の事業場の労働災害の多寡に応じて事業の種類ごとに定められた労災保険率を、一定の範囲内で引き上げたり、引き下げたりする制度です。

一括有期事業については、保険関係成立後3年以上（3月31日現在）経過し、過去3保険年度連続して、確定保険料の額が**40万円以上**の事業にメリット制が適用されます。



昨年度、メリット制が適用されていた事業場については、「一括有期事業総括表」の「保険料率」の「メリット料率」欄に、**昨年度送付した「令和元年度（平成31年度）労災保険率決定通知書」**に記載されているメリット料率を記入し、労災保険料を算出してください。

令和2年度も引き続きメリット制の適用となっている事業場については、「**令和2年度労災保険率決定通知書**」が同封されていますので、該当する「事業の種類」の「改定労災保険率（メリット料率）」により、概算保険料額を算出してください。次のページに「一括有期事業メリット制適用事業場に対する労災保険率表」を掲載していますので、ご活用ください。

令和2年度の概算保険料からメリット制の非適用となる事業場については、基準となる労災保険率（事業の種類ごとに定められた労災保険率）により、労災保険料を算出してください。

一括有期事業「ネット」制適用事業場に対する労災保険率表

		40%減	35%減	30%減	25%減	20%減	15%減	10%減	5%減	基準率	5%増	10%増	15%増	20%増	25%増	30%増	35%増	40%増	
		1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の
31	水力発電施設、 隧道等新設事業	27年4月1日 以降のもの 37.44	47.64	51.56	55.48	59.4	63.32	67.24	71.16	75.08	79	82.92	86.84	90.76	94.68	98.6	102.52	106.44	110.36
		30年4月1日 以降のもの	37.44	40.51	43.58	46.65	49.72	52.79	55.86	58.93	62	65.07	68.14	71.21	74.28	77.35	80.42	83.49	86.56
32	道路新設事業	27年4月1日 以降のもの	6.84	7.36	7.88	8.4	8.92	9.44	9.96	10.48	11	11.52	12.04	12.56	13.08	13.6	14.12	14.64	15.16
33	ほ装工事業	27年4月1日 以降のもの	5.64	6.06	6.48	6.9	7.32	7.74	8.16	8.58	9	9.42	9.84	10.26	10.68	11.1	11.52	11.94	12.36
34	鉄道又は 軌道新設事業	27年4月1日 以降のもの 30年4月1日 以降のもの	5.94	6.385	6.83	7.275	7.72	8.165	8.61	9.055	9.5	9.945	10.39	10.835	11.28	11.725	12.17	12.615	13.06
		27年4月1日 以降のもの 30年4月1日 以降のもの	5.64	6.06	6.48	6.9	7.32	7.74	8.16	8.58	9	9.42	9.84	10.26	10.68	11.1	11.52	11.94	12.36
35	建築事業	27年4月1日 以降のもの 30年4月1日 以降のもの	6.84	7.36	7.88	8.4	8.92	9.44	9.96	10.48	11	11.52	12.04	12.56	13.08	13.6	14.12	14.64	15.16
		27年4月1日 以降のもの 30年4月1日 以降のもの	5.94	6.385	6.83	7.275	7.72	8.165	8.61	9.055	9.5	9.945	10.39	10.835	11.28	11.725	12.17	12.615	13.06
38	既設建築物 設備工事業	27年4月1日 以降のもの 30年4月1日 以降のもの	9.24	9.96	10.68	11.4	12.12	12.84	13.56	14.28	15	15.72	16.44	17.16	17.88	18.6	19.32	20.04	20.76
		27年4月1日 以降のもの 30年4月1日 以降のもの	7.44	8.01	8.58	9.15	9.72	10.29	10.86	11.43	12	12.57	13.14	13.71	14.28	14.85	15.42	15.99	16.56
36	機械装置の組立て 又は据付けの事業	27年4月1日 以降のもの	4.14	4.435	4.73	5.025	5.32	5.615	5.91	6.205	6.5	6.795	7.09	7.385	7.68	7.975	8.27	8.565	8.86
		27年4月1日 以降のもの 30年4月1日 以降のもの	10.44	11.26	12.08	12.9	13.72	14.54	15.36	16.18	17	17.82	18.64	19.46	20.28	21.1	21.92	22.74	23.56
37	その他の建設事業	27年4月1日 以降のもの 30年4月1日 以降のもの	9.24	9.96	10.68	11.4	12.12	12.84	13.56	14.28	15	15.72	16.44	17.16	17.88	18.6	19.32	20.04	20.76

20 e-Govからの電子申請の方法

電子申請の利用方法



労働保険の電子申請手続は、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」から行うことができます。電子申請をするにあたっては、あらかじめ電子証明書の取得が必要です。

- マニュアルには申告書の書き方、アクセスコードの利用方法、電子納付等の手続について記載してありますので、ご参照のうえ、手続をお進めください。
- e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター」(電話番号050-3786-2225(050ビジネスダイヤル)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで))へお問い合わせください。
- 一括有期事業総括表・一括有期事業報告書については、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html> または右のQRコード)にある年度更新申告書支援計算ツール(建設事業用)もしくは、紙で一括有期事業総括表・一括有期事業報告書を作成し、PDFにして、電子申請時に添付してください。



審査状況の確認

電子申請にて申請していただきました年度更新申告につきましては、以下の手順で審査状況をご確認いただけます。

到達確認

申請完了しました。下記「到達番号」と「問合せ番号」は状況照会の欄などに必要になりますので、本画面下部にある「表示内容を保存」ボタン、または「表示内容を印刷する」ボタンをクリックしてください。

申請内容を確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください。

到達番号	201501211757481301
問合せ番号	K24Ry4Uj507eKtV
到達日時	2015年11月10日 17時29分48秒
申請者名	伊藤 太郎
受付番号	厚生労働省
受付窓口	北海道庁
申請区分	新規
申請種別	労働者健康保険・国民健康保険(健康保険)の届出情報 労働者健康保険・国民健康保険(健康保険)の届出情報 労働者健康保険・国民健康保険(健康保険)の届出情報
物理ファイル名	kouzei201501211757481301.pdf 43501190201010004_01.pdf

表示内容を保存 | 表示内容を印刷する

●審査状況をご確認いただくにあたっては、「到達番号」と「問合せ番号」が必要になりますので、申請データを送信後に表示される番号をお控えください。

※「到達番号」「問合せ番号」を紛失された場合は、電子政府利用支援センターまでお問い合わせください。



e-Gov 電子申請

パーソナライズ | 運転状況

パーソナライズログイン | パーソナライズの解除

状況照会 | 公文書署名検証

状況照会 | 公文書署名検証

●「電子申請システム」画面の「状況照会」をクリックしてください。



e-Gov 電子申請システム

状況照会

申請時に発行された到達番号と問合せ番号を入力し、画面下の【照会】ボタンをクリックしてください。

申請内容を確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください。

到達番号: 201501211757481301

問合せ番号: *****

照会

このページを印刷する

Copyright © Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

●「状況照会」画面が表示されましたら、「到達番号」「問合せ番号」欄にそれぞれの番号を入力し、「照会」ボタンをクリックしてください。



申請の状況を確認します。

申請内容を確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください。

前回の申請日時: 2015年11月10日 17時29分48秒

到達番号: 201501211757481301

手続名: 労働者健康保険/電子申請

現在の申請状況は、審査終了です。

手続の経過(日時): 2015年11月10日 17時29分48秒 → 2015年11月10日 17時29分48秒 → 2015年11月10日 17時29分48秒

戻る | 修正通知一覧 | 納付情報一覧 | 公文書コンテナー一覧 | 履歴表示

パーソナライズに接続

●「状況確認」画面が表示されましたら、「手続の経過(日時)」をご覧ください。審査状況をご確認いただけます。

●「状況照会」画面からは「納付情報一覧」ボタンをクリックすることにより、電子納付手続に進むことができます。

電子納付のご案内

労働保険料の納付手続きについては、電子納付をご利用いただけます。

○ 手順を表示 操作の手続きを確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください

申請受付日時: 一〇一〇年一月一日 一〇時一分一秒
 到達番号: 201501211757401301
 手続名: 労働保険年度更新申告/電子申請

・納付情報の納付情報詳細が掲載されます。【納付情報一覧】ボタンをクリックし、納付を行ってください。
 ・未納付の公文書が掲載されます。【公文書コメント一覧】より公文書を取得してください。
 ・未読のコピーが掲載されます。【公文書コメント一覧】よりコピーを取得してください。

現在の申請状況は、審査終了です。

手続の経過(日時)

申請受付日時(10/01/10 10:01:02) → 審査中(10/01/10 10:01:02) → 審査終了(10/01/10 10:01:02) → 手続終了

戻る 修正通知一覧 納付情報一覧 公文書コメント一覧 閲覧表示

バージョンアップ
に同意

●「状況確認」画面を表示してください。(画面の表示方法は前ページをご参照ください。)

●「状況確認」画面の「納付情報一覧」ボタンをクリックしてください。



e-Gov電子申請システム

○ 納付情報一覧 終了する

納付情報一覧

社会での申請に関連する納付情報を確認します。電子納付の場合は、案内の「電子納付する」ボタンをクリックしてください。

○ 手順を表示 操作の手続きを確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください

到達番号: 201501211757401301
 手続名: 労働保険年度更新申告/電子申請

項番	納付番号	収納番号	収納機関番号	手続名	納付日	納付金額	納付方法	電子納付	通知欄
1	0140010000000004	100100	01400	労働保険料 の納付	2014年07月 1日	202,000円	納付済み	電子納付	電子納付する

戻る

●電子納付を行うにあたって必要な「収納機関番号」「納付番号」等が表示されます。

電子申請による年度更新申告を行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

A 電子申請による年度更新申告手続後、e-Govからインターネットバンキングにより電子納付を行う場合(上の図の場合)

申請データの送信後、「納付情報一覧」画面において「電子納付する」ボタンをクリックし、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。
 画面遷移先のインターネットバンキングに納付情報が送信されるため、電子納付を行う際に「収納機関番号」「納付番号」等の入力を省略できます。

B 電子申請による年度更新申告手続後、インターネットバンキングにより電子納付を行う場合

申請データの送信後、各金融機関の Pay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。
 この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要になります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。

C 電子申請による年度更新申告手続後、ATMにより電子納付を行う場合

申請データの送信後、各金融機関の Pay-easy(ペイジー)に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。
 この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要となります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。

注意事項

- インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関が Pay-easy(ペイジー)に対応していることが必要です。
 (対応金融機関は Pay-easy(ペイジー)ホームページ <https://www.pay-easy.jp/where/> または右の QR コードを参照してください。)
- 労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご注意ください。
- 既に口座振替による納付手続をされている場合でも、電子申請手続を進めるうえで振込者の表示や納付に関するメールは通知されますのでご注意ください。



Pay-easy(ペイジー)とは、公共料金や税金また、その他様々な料金を全国の金融機関のインターネットバンキング、ATMなどから支払うことができるようになるMPN(マルチペイメントネットワーク)が提供するサービスです。
 詳しくはこちらまで
 (<https://www.pay-easy.jp/>)



21 年度更新よくある質問

- Q1. 年度更新に必要な様式はホームページからダウンロードできますか？
- A. 一部の様式は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。それ以外の様式は電子申請をご利用いただくか、最寄りの労働基準監督署または労働局で入手してください。
(下記URLもしくは右のQRコード、または「労働保険関係各種様式」で検索してください。)
- <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>
- 
- Q2. 保険料(一般拠出金)の計算をしたら小数点以下が発生しました。切り捨てですか、切り上げですか？
- A. 切り捨てになります。
- Q3. 令和2年度概算保険料だけでは20万円に満たないのですが、令和元年度確定保険料の不足額と合計すると20万円以上となります。この場合、延納はできますか？
- A. 延納することはできません。(概算保険料のみで20万円以上の場合が延納可能となります。)
- Q4. 事業場の所在地を移転[事業場の名称を変更]しましたが、申告書の⑳(事業)、㉑(事業主)の欄には新旧どちらを記入したらいいのですか？
また、領収済通知書(納付書)に印書されているものは訂正していいのですか？
- A. 申告書の⑳(事業)、㉑(事業主)の欄には移転先の新しい所在地[変更後の新しい名称]をご記入ください。領収済通知書(納付書)については訂正せずそのまま使用してください。
なお、変更があった場合は労働基準監督署へ「労働保険名称・所在地等変更届」をご提出ください。
- Q5. 申告書を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか？
- A. 領収済通知書(納付書)以外であれば訂正できます(Q6参照)ので、訂正後の数字(文字)がわかるように書き直してください(P.6参照)。訂正印は不要です。
- Q6. 領収済通知書(納付書)の納付額を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか？
- A. 訂正された領収済通知書(納付書)を使用することはできませんので、必ず新しいものを使用してください。
領収済通知書(納付書)は最寄りの労働基準監督署、労働局に用意してあります。(他の都道府県の領収済通知書(納付書)は使用できませんのでご注意ください。)
- Q7. 申告書と領収済通知書(納付書)を切り離してしまいました。どうしたらいいのですか？
- A. 申告書のみを管轄の労働基準監督署または労働局にご提出いただき(郵送でも可)、領収済通知書(納付書)は、お近くの金融機関で納付してください。
- Q8. 申告・納付は日本銀行でしかできないのですか？
- A. ほとんどの金融機関(郵便局を含む)が日本銀行の歳入代理店になっておりますので、お近くの金融機関で申告・納付を行ってください。

- Q9. 納付金額がないとき、申告書の提出はどうしたらいいのですか？
- A. 申告書のみを管轄の労働基準監督署または労働局にご提出ください(郵送でも可)。
- Q10. 申告書の控えに労働基準監督署または労働局の受付印が必要な場合はどうしたらいいのですか？
- A. 申告書と領収済通知書(納付書)切り離して、申告書のみを直接労働基準監督署または労働局に提出してください(郵送で提出する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください)。領収済通知書(納付書)は、保険料の納付とあわせて金融機関に提出してください。
金融機関に申告書を提出しますと、押印はできませんのでご注意ください。
- Q11. 一括有期事業報告書・一括有期事業総括表は申告書と一緒に金融機関に提出するのですか？
- A. 金融機関では申告書・領収済通知書(納付書)以外の書類は提出できませんので、申告書を金融機関に提出した後に、管轄の労働基準監督署または労働局へ提出してください(郵送でも可)。
- Q12. 還付額があるときはどうしたらいいのですか？
- A. 申告書の提出だけでは還付されませんので、必ず「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を管轄の労働基準監督署または労働局にご提出ください(P.27参照)。還付請求には時効がありますので、ご注意ください。
- Q13. 会社の事業内容が大きく変わりました。申告書はどうすればいいのですか？
- A. 業種の変更があった場合には、「労働保険名称・所在地等変更届」の提出が必要です。まずは、お近くの労働基準監督署へお問い合わせください。
- Q14. 令和2年3月31日以前に事業を廃止しました。申告書の提出は必要ですか？
- A. 申告書の提出は必要です。事業を廃止した日までの確定保険料を申告してください(P.25参照)。
また、昨年度中に事業を廃止した場合は、口座振替の対象になりませんのでご注意ください。
- Q15. 令和2年4月以降に事業を廃止することが確定しておりますが、概算保険料の算定基礎額はどのように記入したらいいのですか？
- A. 廃止する期間までに支払うことが予定される賃金総額の見込額を記入してください。また、廃止後に令和2年度確定保険料の申告が必要となります。
- Q16. 申告内容について、調査を行うことはあるのでしょうか？
- A. 毎年、労働基準監督署または労働局の職員が調査を行っています。また、調査においては源泉徴収簿等の関係書類を確認することがあります。
なお、申告内容に誤りがあり不足額があると判明した場合には、不足額と併せて不足額の10%を追徴金として徴収することとなります。

令和2年度一括有期事業報告書・総括表及び労働保険料申告書の記入が終わりましたら、このチェックポイントで、もう一度確認ください。

チェック

- 元請負工事で令和元年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日)に終了した工事が漏れていませんか?
- 下請負工事を誤って申告していませんか?
- 令和2年3月31日までに終了していない工事を誤って申告していませんか?
- 一括有期事業の対象とならない工事・事業を誤って申告していませんか?
※一括有期事業として扱われる工事・事業の要件はP.8を参照してください。
- 事業の種類区分に誤りはありませんか?(P.31～32の「労災保険率適用事業細目表」で確認して下さい。)
- 事業の種類が異なる工事はそれぞれ別葉で記入していますか?
- 労務比率により保険料を算出する場合、請負金額から消費税額が除かれていますか?
※平成27年4月1日以後に開始した工事のみ、上記の取扱となります。
- 平成27年3月31日以前に開始した工事の申告がある場合、事業開始時期ごとに区分して記入していますか?
- 平成27年3月31日以前に開始した工事について、労務費率により保険料を算出する場合、請負金額に消費税が含まれていますか?
- 事業主氏名欄に記名押印または署名をしましたか?
- 請負金額及び賃金総額について、一括有期事業報告書からの転記ミスはありませんか?
- 一般拠出金欄の記入漏れはありませんか?
※平成19年4月1日以降に開始した工事のみ、一般拠出金の申告の対象となります。
- 常時使用労働者数(④欄)は記入しましたか?
- 労災保険率の適用に誤りはありませんか?
- 賃金総額(⑧・⑫欄)について、1,000円未満は切り捨てられていますか?
- 保険料・一般拠出金額(⑩・⑭欄)について、1円未満は切り捨てられていますか?
- 概算保険料が20万円未満なのに、延納の申請をしていませんか?
- 概算保険料の延納を希望する場合に、延納の申請(⑰欄)に“3”を記入していますか?
- 法人番号(⑳欄)を記入しましたか?(既に印字されている場合、改めての記入は不要です。)
- 事業主(㉑欄)に記名押印または署名をしましたか?
- 事業の廃止をする場合、事業廃止等年月日(㉓欄)及び事業廃止等理由(㉔欄)が記入されていますか?

〈支払い賃金により保険料を算定した工事がある場合、以下の項目も確認してください〉

- 賞与、その他臨時の賃金の算入漏れはありませんか?
- 通勤手当等の交通費(非課税分、現物支給の定期代等を含む。)の算入漏れはありませんか?
- パート・アルバイトなど短時間労働者の賃金の算入漏れはありませんか?
- 季節労働者の賃金の算入漏れはありませんか?
- 日雇労働者の賃金の算入漏れはありませんか?
- 年度途中退職者の賃金の算入漏れはありませんか?
- 下請負人に使用される労働者の賃金の算入漏れはありませんか?
- 同居の親族など、労働者ではない方への賃金を誤算入していませんか?
- 事業の代表者や法人の役員への役員報酬を誤算入していませんか?

労働保険料は口座振替が便利です！

「口座振替による納付」のメリット

- 1 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 2 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- 3 手数料はかかりません。



保険料を延納（分割納付）している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期・第1期	第2期	第3期
通常の納期限	令和2年8月31日	令和2年11月2日	令和3年2月1日
口座振替納付日	令和2年10月13日	令和2年11月16日	令和3年2月15日
ゆとり日数	43日	14日	14日
口座振替申込期限	令和2年2月25日 (※)	令和2年8月14日	令和2年10月12日

(※) 申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

かんたんな手続きで完了

1 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード
- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替



2 金融機関の窓口へ提出

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。
対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- ◎ 毎回、口座振替納付日の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ◎ 口座振替納付後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。



都道府県労働局・労働基準監督署

社会保険・労働保険徴収事務センター